

「様式集 - 長期収支計画」の記載方法について

企業局からSPCへのサービス対価（設計・建設費部分）の受け渡しに伴い発生するSPC側の会計処理に対する法人税法上の取扱いに関し、「工事進行基準」を適用するか「延払基準」を適用するかについて、企業局から国税当局にヒアリングした結果、以下のように理解することが相当と考えるので、参考にしていただきたい。ただし、これは現時点で示せる一般的な前提でのものであり、個々の税務処理においては、自らの責任において所轄税務署との間で具体的事例を示して個別に対応することが必要である。

当該契約が法人税法に規定する“請負”に該当しない場合には、「延払基準」を適用可能、該当する場合には法第64条に規定する「長期大規模工事」の規定が該当するかどうかを判断し、該当する場合には「工事進行基準」を強制適用し、しない場合には「延払基準」の適用が可能となる。

なお、本PFI契約が法人税法に規定する“請負”にあたるかについては国税当局による回答が近々得られるものと見込まれ、得られた場合には速やかに公表するものとする。

本PFI契約が法人税法に規定する“請負”にあたるかどうかは法律上の判断事項であり、直ちに見解を示すことはできないため、検討してみる。

“請負”に該当すると仮定した場合、法第64条及び法人税法施行令に照らし、本契約に長期大規模工事が適用されるかどうか判断する必要がある。

本件の場合、法第64条及び施行令第129条に規定する長期大規模工事の要件のうち、施行令第129条2に規定する「その請負の対価の額の2分の1以上が当該工事の目的物の引渡しの期日から1年を経過する日後に支払われることが定められていないものであること」という条件を満たすかどうか実質的な焦点となる。満たす場合には「工事進行基準」を強制適用、満たさない場合には「延払基準」を適用することができる。

具体的には割賦支払利息を含む「設計・建設費」の2分の1以上が、当該工事の目的物の引渡しの期日から1年を経過する日後に支払われることが定められていれば長期大規模工事に該当せず、「延払基準」を適用することができる。

本入札条件として、法人税法上の“請負”に該当するかどうかの判断について結論がでない現段階においては、「工事進行基準」若しくは「延払基準」のどちらを選択するかは提案者の決定事項であり、「延払基準」を適用することを望む場合にはの見解に従い、入札説明書の規定の範囲内で前払金及び一時支払金の請求額を適切に設定し提案する必要がある。また、提案者が「工事進行基準」を選択し提案した後、国税当局より“請負”ではないと判断された場合には、原則「引渡し基準」若しくは「延払基準」となるため、今後本件に係る公表に注意されたい。

なお、本入札に関し、全ての提案は提案者のリスクにおいて行うものであるため、自ら税務当局に確認することとし、税務についての企業局の理解はあくまで参考とすること。

(法人税法)

第六十三条 内国法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事(製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く。)の請負又は役務の提供(以下この条において「資産の販売等」という。)をした場合において、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、同日の属する事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該延払基準の方法により経理しなかった場合又は次項の規定の適用を受けた場合は、その経理しなかった決算に係る事業年度後又は同項の規定の適用を受けた事業年度後の事業年度については、この限りでない。

4 第一項に規定する長期割賦販売等とは、次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われる資産の販売等をいう。

一 月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二 その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。

三 その他政令で定める要件

第六十四条 内国法人が、長期大規模工事(工事(製造を含む。以下この条において同じ。))のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。)の請負をしたときは、その着手の日の属する事業年度からその目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

(法人税法施行令)

第二百二十九条 法第64条第1項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する政令で定める大規模な工事は、その請負の対価の額(その支払が外国通貨で行われるべきこととされている工事(製造を含む。以下この目において同じ。))については、その工事に係る契約の時における外国為替の売買相場による円換算額とする。)が50億円以上の工事とする。

2 法第64条第1項に規定する政令で定める要件は、当該工事に係る契約において、その請負の対価の額の2分の1以上が当該工事の目的物の引渡しの期日から1年を経過する日後に支払われることが定められていないものであることとする。